



2018年5月11日

各 位

会 社 名 S Gホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 町田 公志
(コード番号 9143 東証一部)
問 合 せ 先 取締役 管理・統制担当 笹森 公彰
(TEL. 075-671-8600)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（非常勤取締役、社外取締役ならびに国内非居住者を除きます。以下同じです。）および執行役員（非居住者を除きます。以下「取締役等」といいます。）を対象として、新しい株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、2018年6月28日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役等を対象として、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※1）（※2）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

※1 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、「基本報酬」には、子会社の役員兼務に対する報酬、および当社の国内非居住者である取締役および執行役員に対する株式報酬の代替となる金銭報酬として支給したものを含めております。

※2 本制度の導入にあたり、当社は取締役等への報酬水準および制度内容の適正性等を確保するため、外部のコンサルタントの意見を参考に本制度を設計しております。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」といいます。ただし、当社は現在2017年3月20日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とする中期経営計画（以下「当期中期経営計画」といいます。）を推進中であることから、2018年に導入する本制度においては、中期経営計画の期間に対応させるため、当期中期経営計画の残存期間である2019年3月31日で終了する最後の1事業年度と次期中期経営計画

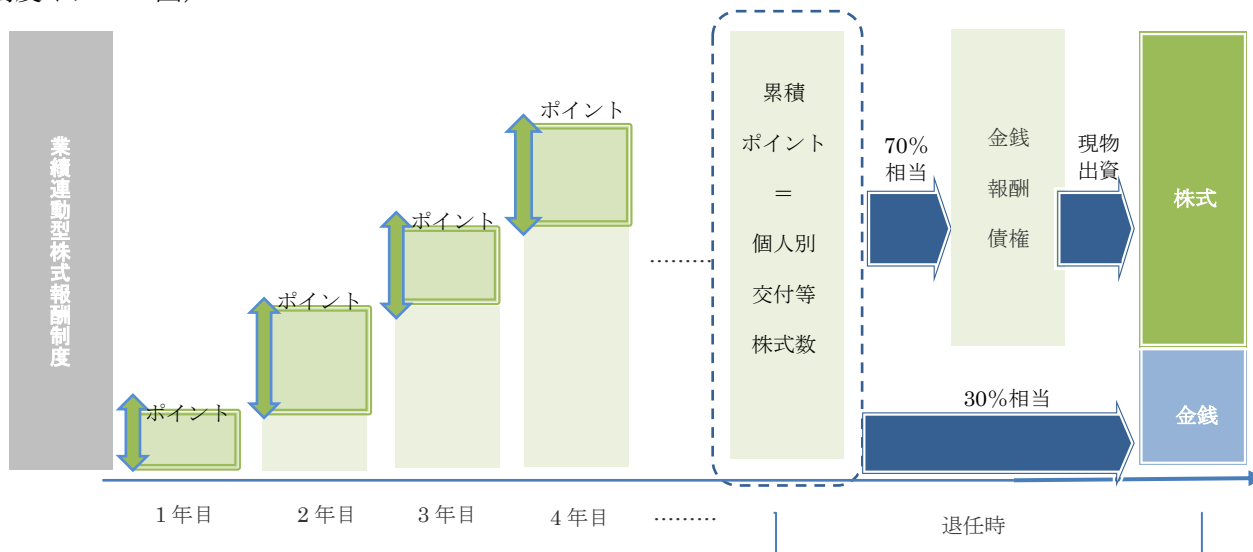
の3事業年度を対象期間とした4事業年度とします。)を対象として、会社業績指標の達成度等に応じて、当社の取締役等に役員報酬として、当社普通株式および金銭(以下「当社普通株式等」といいます。)の交付および支給(以下「交付等」といいます。)を行う制度です。上記の当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、3事業年度の中期経営計画の期間ごとに本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。その場合は以降の各3事業年度を対象期間とします。

なお、当社の取締役等が当社普通株式等の交付等を受ける時期は、取締役等の退任後(死亡による退任を含みます。以下同じです。)とします。

(2) 本制度の仕組み

- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定し、取締役等に対して交付を行う当社普通株式および給付を行う金銭の額の算定方法を定めます。
- ③ 対象期間中、各取締役等に対して、当該取締役等の基準ポイント数(下記(3)①に記載。)に会社業績指標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて算出されたポイントを付与し、累積していきます。
- ④ 取締役等の退任時に累積したポイント数に応じた株数(個人別交付等株式数(下記(3)①に記載))の当社普通株式等の交付等を行います。その際、取締役等の所得税額を考慮して、個人別交付等株式数の70%に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の支給を行います。
- ⑤ 取締役等に対する当社普通株式の交付は、当社による株式発行または自己株処分により行われます。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株処分の際して、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利としない範囲内で取締役会において決定します。

(制度イメージ図)



(3) 本制度導入に係る株主総会決議

本制度の対象期間において、取締役等へ当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権および取締役等へ支給する金銭の金額の算定方法ならびに取締役等へ交付する当社普通株式の株式数の上限を下記①、②に定める通りとし、その他本制度の導入に関して必要な事項を本株主総会において決議します。また、上記(1)に記載する本制度の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内とし、取締役会において決議します。

なお、本制度は会社業績指標の達成度等に応じて当社普通株式等の交付等を行うことから、本制度の導入時点では、当社普通株式等の交付等を行うか否かならびに交付株式数および金銭支給額は確定しておりません。

① 取締役等に交付等が行われる当社普通株式の数の算定方法および上限

各取締役等に交付等が行われる当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分を含みます。）の数（以下「個人別交付等株式数」といいます。）の算定方法は下記のとおりとし（小数点以下切り捨て）、その総数の上限（以下「上限交付株式数」といいます。）は、1事業年度あたり 62,500 株とし、当初の対象期間（4事業年度）で 250,000 株^(※3)^(※4)とします。

※3 上記(1)に記載する本制度の継続が行われた際も、1事業年度あたりの上限交付株式数は変わらず、継続された対象期間（3事業年度）ごとに 187,500 株を上限とします。

※4 なお上記上限株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、当初の対象期間では上限株式数の 70%である 175,000 株とします。また、継続された対象期間（3事業年度）ごとに 131,250 株とします。

【個人別交付等株式数の算定方法】

対象期間中、毎年所定の時期に、各取締役等の基準ポイント数に、会社業績指標（連結営業利益等）の達成度等に乗じて算出されるポイントが各取締役等に対して付与されます（下記【算式】参照）。取締役等の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社普通株式等の交付等が行われます。その際、個人別交付等株式数の 70%に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の支給を行います。ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合は、個人別交付等株式数の全てについて金銭で支給することとし、当社普通株式の交付は行いません。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、対象期間中に当社普通株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりの交付等が行われる当社普通株式の数を調整します。また対象期間の途中で退任または昇任した取締役等については、当該年度の基準ポイント数は、交付規程の内容に基づき、按分調整します。

【算式】

$$\begin{aligned} & [\text{各取締役等の基準ポイント数} = \text{各取締役等の月額基本報酬} \div \text{基準株価}^{(\ast 5)}] \\ & [\text{毎事業年度の各取締役等に対する付与ポイント数} = \text{基準ポイント数} \times \text{業績連動係数}^{(\ast 6)}] \end{aligned}$$

- ※5 基準株価は本制度に係る株式交付規程制定の取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とします(小数点以下切り捨て)。なお上記(1)に記載する制度の継続が行われた場合には、制度の継続の取締役会決議を行う日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とします。
- ※6 業績連動係数は、各事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等を基に算出され、0%~200%の範囲で変動します。

② 本制度に基づき取締役等に付与する金銭報酬債権の金額および取締役等へ支給する金銭の算定方法

本制度に基づき、各取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額は、上記①に定める個人別交付等株式数の70%に1株あたりの払込金額を乗じた金額とします(小数点以下切り捨て)。

【算式】

$$\begin{aligned} & [\text{各取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額} = \\ & \quad \text{個人別交付等株式数}^{(\ast 7)} \times \text{1株あたりの払込金額}^{(\ast 8)} \times 70\%] \cdots (A) \end{aligned}$$

1株あたりの払込金額は、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならないよう、当社普通株式の交付を決議する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値等(小数点以下切り捨て)、払込期日における当社普通株式の公正な価格を払込金額とし、下記の払込金額上限値を上限として取締役会で決定します。

また、本制度に基づき、各取締役等に支給する金銭支給額は、下記のとおりとします。

【算式】

$$\begin{aligned} & [\text{各取締役等に支給する金銭支給額} = \\ & \quad \text{個人別交付等株式数}^{(\ast 7)} \times \text{1株あたりの払込金額}^{(\ast 8)} - (A)] \end{aligned}$$

ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合、その時点で累積ポイントを確定させて個人別交付等株式数を算出し、その時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を、当該取締役等の承継者に支給します。

※7 個人別交付等株式数

個人別交付等株式数の総数の上限については上記①参照

※8 1株あたりの払込金額の上限値

支給対象となる取締役等が下記(4)に定める株式交付要件を満たした時点から起算して前6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の最高値。

(4) 本制度の対象者

取締役等は、退任後に、下記の要件を満たしていることを条件に、株式交付規程に定める所定の手続を経て、当社普通株式等の交付等を受けることができます。

当社普通株式等の交付等の要件は下記のとおりとなります。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に当社の取締役等であること（制度開始日以降に新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 当社の取締役等を退任していること
- ④ 上記(3)①に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ 取締役等の職務に関し、当社と取締役等との間の契約等に反する重大な違反があった者または当社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

以 上